

高等学校における教育の質確保への対応のための調査研究 公募要領 (新しい時代の高等学校改革に関する調査研究)

令和3年8月12日
初等中等教育局長決定

1. 事業名

高等学校における教育の質確保への対応のための調査研究（新しい時代の高等学校改革に関する調査研究）

2. 事業の趣旨

高等学校においては、全ての高校生が社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けられるよう「共通性の確保」を図りつつ、生徒一人一人の特性等に応じた多様な可能性を伸ばすための「多様性への対応」を併せて進めることによって、高等学校教育の質の確保・向上を目指すことが求められる。

平成31年4月の「新しい時代の初等中等教育の在り方について」（諮問）を受け、新しい時代の高等学校教育の在り方については、中央教育審議会の下に「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ」を設置し、検討を行った。令和2年11月に取りまとめられた審議まとめにおいては、高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策や、定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応と質保証が提言された。また、令和3年1月に取りまとめられた中央教育審議会の答申においても同様の内容が盛り込まれた。

については、新しい時代の高等学校教育の実現に向けて、本調査研究において、高校改革等に関する各高等学校における取組状況等を調査し、実態を把握するとともに、取組の成果を普及することより、教育の質確保・多様性への対応を図る。

3. 事業の内容

(1) 高等学校教育の改革に関する推進状況調査の実施

平成28年度に実施した「高等学校教育の改革に関する推進状況調査」も参考とし、高等学校教育改革の推進状況について、高等学校等設置者及び各高等学校に対する調査を実施し、結果をとりまとめる（悉皆調査）。主な調査内容は以下のとおり。

- ①各高等学校におけるスクール・ポリシーの策定・検討状況
- ②中高一貫教育校の設置・検討状況
- ③総合学科の設置状況
- ④単位制高等学校の設置状況
- ⑤生徒の自校以外における学修等の単位認定について
- ⑥転入学・編入学の出願資格について
- ⑦「高校生のための学びの基礎診断」の利用状況について
- ⑧全日制・定時制課程の高等学校における遠隔教育の実施状況
- ⑨通信制課程の高等学校における自学自習の状況について
- ⑩通信制課程の高等学校における通学コースやメディアによる減免の状況について
- ⑪通信制課程の高等学校におけるサポート校やサテライト施設の状況について

また、併せて、通信制課程の教育の状況に関して、通信制高校に在籍する高校生を対象とした実態調査を実施し、結果を取りまとめる。主な調査内容は以下のとおり。なお、実態調査にあたっては、公立・私立・株式会社立の別、広域通信制・狭域通信制の別、実施校で面接指導を受ける生徒・面接指導等実施施設において面接指導を受ける生徒の別、集中スクーリングの

有無等の通信制高校の多様な実態を勘案した抽出による調査を行うものとする。

- ①通信制課程への入学・転学の動機及び通信制課程に対する認識について
- ②自学自習の状況（学習時間、学習方法、使用教材、学習場所等）及び認識について
- ③就業の状況、技能連携施設での活動状況その他日常生活の状況について
- ④通学コースやメディアによる減免の利用状況及び認識について
- ⑤サポート校やサテライト施設の利用状況及び認識について

(2) 高等学校教育に関する優良取組事例調査の実施

10程度の都道府県を選定し、高等学校教育に関する優良取組事例についてヒアリングによる調査を実施し、報告書及び事例集をとりまとめる。主なヒアリング内容は以下のとおり。

- ①各都道府県における高等学校改革の取組状況
- ②総合学科における取組の事例
- ③単位制高等学校における取組の事例
- ④中高一貫教育校における取組の事例
- ⑤生徒の自校以外における学修等の単位認定についての事例
- ⑥基礎学力向上・学び直しを重点とするエンカレッジスクール等の取組

なお、ヒアリングの対象者については、契約締結後に文部科学省とも相談のうえで最終的に決定する。

(3) 高等学校教育の改革に関する取組の成果の普及

高等学校教育の改革に関する取組の成果を普及するため、以下の協議会（オンラインでの開催を想定）を企画・運営する。

①全国高等学校教育改革研究協議会（仮称）

令和2年度に開催した「全国高等学校教育改革研究協議会」も参考に、各都道府県教育委員会高等学校担当課等を対象とした、各高等学校の特色化・魅力化に向けた取組等の普及を図るための協議会を開催する。協議会においては、令和3年3月31日に公布された「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等」に関する行政説明や、令和4年度から設置が可能となる「学際領域に関する学科」や「地域社会に関する学科」の設置に向けた検討を行っている高等学校等、高等学校の特色化・魅力化に向けた取組を実施する高等学校の事例研究等を行う。

②地域との協働による高等学校改革推進協議会（仮称）

令和2年度に開催した「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」全国サミットも参考に、地域との協働による高等学校教育改革推進事業の地域協働推進校、事業特例校及びアソシエイト校等を対象とした、高校と地域との協働に向けた取組等の普及を図るための協議会を開催する。協議会においては、令和元年度に指定を受けた地域協力推進校におけるカリキュラム開発等の成果の発表を行うとともに、各高等学校間で取組状況を共有するためのグループディスカッション等を実施する。

③全国定時制通信制教育研究協議会（仮称）

令和2年度に開催した「全国定時制通信制教育研究協議会」も参考に、各都道府県教育委員会高等学校担当等を対象とした、定時制・通信制教育を巡る諸課題に対する検討状況や取組の普及を図るための協議会を開催する。協議会においては、定時制・通信制教育の現状に関する行政説明や、定時制・通信制課程における多様性の対応に関する取組の事例研究等を行う。

なお、開催日程については、①は令和3年11月25日（木）、②は令和3年11月26日（金）、③は令和3年12月頃～令和4年1月頃（文部科学省と相談のうえ決定）とする。

4. 成果物の提出

(1) 成果物

本調査研究の実施に伴い作成した成果物を、事業完了（廃止等）報告書に添えて提出すること（A4版印刷物及び電子媒体 各1部）。調査研究が完了した日から10日を経過した日又は令和4年3月31日（木）のいずれか早い日までに納入する。

(2) 提出先

文部科学省初等中等教育局参事官付企画係 E-mail : koukou@mext.go.jp

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の処置を受けている期間中の者でないこと。

6. 事業期間、事業規模、採択予定件数

- (1) 事業期間：契約締結日から令和4年3月31日（木）まで
- (2) 事業規模：2,000万円程度
- (3) 採択予定件数：1件（予定） 採択件数は審査委員会が決定する。

7. 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委事業を選定するための審査委員会を設置して行う。審査方法については別添「審査基準」のとおり。審査終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

8. 参加表明書の提出

あらかじめ競争参加者の数を把握しておくため、本事業への企画提案の提出を希望する者は令和3年9月6日（月）17時までにE-mailにより参加表明書を提出すること。（様式は任意で提出先は9.（1）と同じ。）

9. 企画提案書の提出場所・提出方法・提出書類・提出期限

(1) 提出場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局参事官付企画係

TEL：03-5253-4111（代表）（内線：3482）

E-mail : koukou@mext.go.jp

(2) 提出方法

- ① 企画提案書は、E-mailにより、9.（1）に記載の提出先までデータを送信すること。また、E-mailの送付後、9.（1）に記載の電話番号宛てにその旨電話をすること。
- ② メールの名前及び添付ファイル名はともに「（事業名）_（法人名）」とすること。また、添付ファイルは1通にまとめて送信すること。ただし、容量が大きくてまとめられない場合は件名の最後に番号を付けて複数回に分けて送信することができる。
- ③ 受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。

(3) 提出書類

- ①企画提案書（様式1）
- ②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し
- ③誓約書（様式1別紙）
- ④本件に関する事務連絡先（様式は任意）

(4) 提出期限

令和3年9月13日（月） 17時必着（9.（2）①に記載の電話も期限内に行うこと）

※すべての提出書類をこの期限までに提出すること。

※E-mailについては、送信時に提出されたものとみなす。また、9.（2）①に記載の電話も提出期限内に行うこと。事故等による申請書類やメールの不達については、文部科学省は一切責任を負わないこととする。

※不備等がある場合でも、提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは一切認めない。

10. 誓約書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

11. 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認められているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、採択後も双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費については、国は負担しないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めること。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

12. スケジュール

- (1) 審査：令和3年9月中旬頃
- (2) 採択決定：令和3年9月下旬頃
- (3) 契約締結：令和3年10月頃

13. その他

- (1) 企画提案書等の作成・郵送費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。

- (3) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (4) 公募期間中の当該者のみが有利となるような質問については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (5) 受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。
- (6) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (7) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

[契約締結にあたり必要となる書類]

- ・業務計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支出規定、見積書など）
- ・再委託に係る委託業務経費内訳
- ・別紙（銀行口座情報）